第1回つくば市バリアフリーマスタープラン策定協議会 会議次第

日時:令和4年10月7日(金)午前9時30分から

場所:つくば市役所 202 会議室

- 1 開会
- 2 委員自己紹介
- 3 会長・副会長選出
- 4 議事
 - (1) バリアフリーマスタープランについて
 - (2) バリアフリーに関する市民アンケートについて
 - (3) 関係団体へのヒアリングについて
 - (4) その他
- 5 閉会

配付資料(基礎資料・参考資料)

基礎資料1	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(抜粋)	<u>P 1</u>
基礎資料2	つくば市バリアフリーマスタープラン策定協議会開催要項	<u>P4</u>
基礎資料3	つくば市バリアフリーマスタープラン策定協議会委員名簿	<u>P6</u>
参考資料1	つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例	<u>P 7</u>
参考資料2	つくば市情報公開条例(抜粋)	P 9

配付資料 (議事資料)

議事資料1-1	バリアフリーマスタープランについて	P 1
議事資料1-2	移動等円滑化促進計画とは(国土交通省資料)	Р3
議事資料1-3	バリアフリーマスタープラン策定スケジュール	P 5
議事資料2-1	バリアフリーに関する市民アンケートについて	P 6
議事資料2-2	バリアフリーに関するアンケート調査票(簡易版)	P7
議事資料3	関係団体へのヒアリングについて	P15

第1回つくば市バリアフリーマスタープラン策定協議会

配付資料

(基礎資料・参考資料)

基礎資料1	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(抜粋)	⋯P 1
基礎資料2	つくば市バリアフリーマスタープラン策定協議会開催要項	P4
基礎資料3	つくば市バリアフリーマスタープラン策定協議会委員名簿	P6
参考資料1	つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例	…P 7
参考資料2	つくば市情報公開条例(抜粋)	P9

〇高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(抜粋)

(平成十八年六月二十一日)

(法律第九十一号)

(略)

(移動等円滑化促進方針)

- 第二十四条の二 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村 の区域内の移動等円滑化促進地区について、移動等円滑化の促進に関する方針(以 下「移動等円滑化促進方針」という。)を作成するよう努めるものとする。
- 2 移動等円滑化促進方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 移動等円滑化促進地区の位置及び区域
 - 二 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に 関する事項
 - 三 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円 滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項
- 3 前項各号に掲げるもののほか、移動等円滑化促進方針には、移動等円滑化促進 地区における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針について定めるよう努め るものとする。
- 4 移動等円滑化促進方針には、市町村が行う移動等円滑化促進地区に所在する旅客施設の構造及び配置その他の移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項を定めることができる。
- 5 移動等円滑化促進方針は、都市計画、都市計画法第十八条の二の市町村の都市 計画に関する基本的な方針及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平 成十九年法律第五十九号)第五条第一項に規定する地域公共交通計画との調和が 保たれたものでなければならない。
- 6 市町村は、移動等円滑化促進方針を作成しようとするときは、あらかじめ、住

- 民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者、関係する施設 設置管理者及び都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の意見を反 映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 7 市町村は、移動等円滑化促進方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県並びに関係する施設設置管理者及び公安委員会に送付しなければならない。
- 8 主務大臣は、前項の規定により移動等円滑化促進方針の送付を受けたときは、 市町村に対し、必要な助言をすることができる。
- 9 都道府県は、市町村に対し、その求めに応じ、移動等円滑化促進方針の作成及 びその円滑かつ確実な実施に関し、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、 必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。
- 10 第六項から前項までの規定は、移動等円滑化促進方針の変更について準用する。

(平三〇法三二・追加、令二法二八・令二法三六・一部改正)

(移動等円滑化促進方針の評価等)

第二十四条の三 市町村は、移動等円滑化促進方針を作成した場合においては、おおむね五年ごとに、当該移動等円滑化促進方針において定められた移動等円滑化促進地区における移動等円滑化に関する措置の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、移動等円滑化促進方針を変更するものとする。

(平三〇法三二・追加)

(協議会)

- 第二十四条の四 移動等円滑化促進方針を作成しようとする市町村は、移動等円滑 化促進方針の作成に関する協議及び移動等円滑化促進方針の実施(実施の状況に ついての調査、分析及び評価を含む。)に係る連絡調整を行うための協議会(以 下この条において「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 移動等円滑化促進方針を作成しようとする市町村
- 二 関係する施設設置管理者、公安委員会その他移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関し密接な関係を有する者
- 三 高齢者、障害者等、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者
- 3 第一項の規定により協議会を組織する市町村は、同項に規定する協議を行う旨 を前項第二号に掲げる者に通知するものとする。
- 4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。
- 5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(略)

つくば市バリアフリーマスタープラン策定協議会開催要項

(開催)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)第24条の2に規定する移動等円滑化促進方針(以下「バリアフリーマスタープラン」という。)の策定に関する協議を行うため、同法第24条の4に規定する協議会として、つくば市バリアフリーマスタープラン策定協議会(以下「協議会」という。)を開催する。

(協議事項)

- 第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。
 - (1) バリアフリーマスタープランの策定に関すること。
 - (2) その他バリアフリーマスタープランの策定に必要な事項に関すること。 (委員)
- 第3条 協議会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) つくば市
 - (2) 学識経験者
 - (3) 施設設置管理者
 - (4) 公共交通事業者
 - (5) 関係行政機関
 - (6) 障害者等の関係団体
 - (7) 市民委員
 - (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(開催期間)

第4条 協議会は、バリアフリーマスタープランの策定まで開催する。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、そ の職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長がその議長となる。
- 2 第3条第1号から第6号に規定する委員が会議に出席できないときは、当該委員の指名する者が代理として出席できるものとする。

(庶務)

- 第7条 協議会の庶務は、政策イノベーション部企画経営課において処理する。 (その他)
- 第8条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要項は、令和4年8月1日から施行する。

つくば市バリアフリーマスタープラン策定協議会委員名簿

	団体・組織名	職名	氏名	
1	筑波大学	システム情報系 教授	まかもと なおひさ 岡本 直久	
2	国土技術政策総合研究所	都市施設研究室 室長	しんがい ひろやす 新階 寛恭	
3	筑波技術大学	産業技術学部 准教授	うめもと まいこ 梅本 舞子	
4	首都圈新都市鉄道株式会社	経営企画部推進役 兼沿線事業課 課長	えびさわ たかし 海老澤 貴史	
5	関東鉄道株式会社	自動車部 部長	みやの ゆうじ 宮野 裕司	
6	筑波学園タクシー協同組合	事務局長	すずき まこと 鈴木 誠	
7	一般財団法人つくば都市交通センター	理事	_{あおはら おさむ} 大原 治	
8	国土交通省関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官	くにした ゆうじ 國下 裕司	
9	茨城県つくば警察署	交通課 課長	ひらね えいいち 平根 英一	
10	茨城県土木部都市局都市計画課	課長	はすみ のぶゆき 荷見 信之	
11	茨城県土木部土浦土木事務所	所長	まおいし なおと 大石 直人	
12	つくば市福祉団体等連絡協議会	会長	ごとう まき 後藤 真紀	つくば市手をつなぐ育 成会
13	つくば市福祉団体等連絡協議会	構成団体代表	なまい ゆうすけ 生井 祐介	つくば自立生活セン ターほにゃら
14	つくば市福祉団体等連絡協議会	構成団体代表	つかもと たけし 塚本 武志	つくば精神保健福祉会 やすらぎの会
15	つくば市障害者自立支援協議会	座長	さいとう ひでゆき 斉藤 秀之	
16	市民委員		^{ふじい みちこ} 藤井 道子	
17	市民委員		おかだ かつじ 岡田 克司	
18	市民委員		^{きむら} きょう ^こ 木村 京子	
19	市民委員		ぬまじり あや 沼尻 彩	
20	つくば市	政策イノベーション部 部長	ふじみつ ちか 藤光 智香	
21	つくば市	福祉部 部長	_{あんそ さだお} 安曽 貞夫	
22	つくば市	都市計画部 部長	_{あおさと かずや} 大里 和也	
23	つくば市	建設部 部長	とみた つよし 富田 剛	

つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例

平成29年12月22日 条例第35号

(目的)

第1条 この条例は、附属機関の会議及び懇談会等を公開すること等により、市政 運営における透明性の向上を図り、及び市民の市政運営に対する理解を深め、も って開かれた市政の一層の推進に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 附属機関 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する 附属機関をいう。
 - (2) 懇談会等 市民、有識者等のうち執行機関が選任した者から意見、知見等を 聴取し、市政運営の参考とすることを主な目的として開催する懇談会、懇話会、 検討会、研究会その他市政運営上の会議をいう。
 - (3) 執行機関 地方自治法第138条の4第1項の規定に基づき市に置かれる執行機関のうち附属機関の属する執行機関又は懇談会等を開催する執行機関をいう。 (会議公開の原則)
- 第3条 附属機関の会議及び懇談会等は、これを公開する。

(非公開とすることができる会議)

- 第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、執行機 関又は附属機関若しくは懇談会等の長は、附属機関の会議又は懇談会等の全部又 は一部を非公開とすることができる。
 - (1) 会議において、つくば市情報公開条例(平成27年つくば市条例第27号)第5 条に規定する不開示情報(以下「不開示情報」という。)が発言される見込み があるとき。
 - (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な会議の運営に著しい支障が生じ、 会議の目的が達成されないと認められるとき。

(会議の非公開の決定方法)

- 第5条 前条の規定による附属機関の会議及び懇談会等の非公開の決定は、次の各 号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。
 - (1) 前条第1号に該当するおそれがあるとき 次のいずれかの方法 ア 執行機関が規則で定める事項を勘案し、決定する方法
 - イ 附属機関又は懇談会等の長が当該附属機関の会議又は当該懇談会等に諮り、 規則で定める事項を勘案し、決定する方法
 - (2) 前条第2号に該当するおそれがあるとき 附属機関又は懇談会等の長が当該 附属機関の会議又は当該懇談会等に諮り決定する方法

(会議開催の事前公表)

第6条 執行機関は、規則で定めるところにより、附属機関の会議及び懇談会等の 名称、開催日時その他の規則で定める事項を当該会議を開催する日の7日前まで に公表しなければならない。ただし、緊急に附属機関の会議又は懇談会等が開催 されるときは、この限りでない。

(会議の傍聴等)

- 第7条 附属機関の会議及び懇談会等を傍聴することができる者の数は、その都度、 執行機関が定める。
- 2 附属機関の会議又は懇談会等を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者 その他の規則で定める者は、当該会議を傍聴することができない。
- 3 附属機関の会議又は懇談会等を傍聴する者(以下「傍聴人」という。)は、規 則で定める事項を遵守し、及び会場の秩序維持に関して附属機関又は懇談会等の 長の指示に従わなければならない。
- 4 附属機関及び懇談会等の長は、傍聴人が前項の指示に従わないときは、当該傍 聴人に対し、退場を命ずることができる。

(会議資料の閲覧)

第8条 執行機関は、附属機関の会議及び懇談会等が公開されるときは、当該会議 の資料(不開示情報が記載されているものを除く。以下同じ。)を傍聴人の閲覧 に供しなければならない。

(会議録の作成)

第9条 執行機関は、規則で定めるところにより、附属機関の会議及び懇談会等について、公開又は非公開にかかわらず、当該会議終了後遅滞なく会議録を作成しなければならない。

(会議録の写し等の公表)

第10条 執行機関は、規則で定めるところにより、公開の附属機関の会議及び懇談会等にあっては前条の規定により作成した会議録及び当該会議の資料を、非公開の附属機関の会議及び懇談会等にあってはその概要を記録したものを公表しなければならない。

(公開状況の公表)

第11条 市長は、規則で定めるところにより、附属機関の会議及び懇談会等の公 開状況について、公表しなければならない。

(他の条例に特別の定めがある場合の取扱い)

第12条 附属機関の会議の公開等について、他の条例に特別の定めがあるときは、 その定めるところによる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

つくば市情報公開条例(抜粋)

平成27年7月1日 条例第27号

改正 平成28年3月24日条例第26号 平成29年6月30日条例第22号 (略)

(行政文書の開示義務)

- 第5条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各 号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場 合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。
 - (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令、条例若しくは規則の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である と認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分。ただし、当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがある場合は、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。
 - (2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は事業を

営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

- ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他 正当な利益を害するおそれがあるもの
- イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの その他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして 合理的であると認められるもの
- (3) 公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (4) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が 行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるお それその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障 を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、 正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易に し、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体 又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害す るおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するお それ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る 事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (6) 法令又は他の条例の規定により公にすることができないと認められる情報 (略)

第1回つくば市バリアフリーマスタープラン策定協議会

配付資料

(議事資料)

議事資料1-1	バリアフリーマスタープランについて	· · · P 1
議事資料1-2	移動等円滑化促進方針とは(国土交通省資料)	…Р З
議事資料1-3	バリアフリーマスタープラン策定スケジュール	₽5
議事資料2-1	バリアフリーに関する市民アンケートについて	₽6
議事資料2-2	バリアフリーに関するアンケート調査票 (簡易版)	₽7
議事資料3	関係団体へのヒアリングについて	· · · P15

バリアフリーマスタープランについて

1. 概要

バリアフリーマスタープラン (移動等円滑化促進方針) は、バリアフリー法の改正によって平成30年度に制度化され、令和3年度末時点では全国の22自治体が策定しています。

バリアフリーマスタープランでは、「移動等円滑化促進地区」(以下、2を参照) を設定し、当該地区における面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すととも に、市域全体のバリアフリーに関する方針についても明確にすることで、誰もが暮 らしやすいまちづくりを推進します。

2. 移動等円滑化促進地区

移動等円滑化促進地区の要件は、バリアフリー法において以下のとおり定められています。

- (1) 生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区
- (2) 生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化の促進が特に必要な 地区
- (3) バリアフリー化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

移動等円滑化促進地区の設定に際しては、生活関連施設の分布状況、人口分布、公共交通の状況、法令等における位置づけ、将来プロジェクト等の指標を用いて判断します。

3. 記載事項(※任意事項)

- (1) 移動等円滑化促進地区における基本的な方針 ※
- (2) 移動等円滑化促進地区の位置及び区域
- (3) 生活関連施設及び生活関連経路
- (4) 心のバリアフリー
- (5) 公共交通事業者等又は道路管理者における事前届出
- (6) 施設設置管理者におけるバリアフリー情報の提供 ※
- (7) その他(地域特性に応じた施策等)
- (8) 評価に関する事項 ※

4. 策定によるメリット

(1) 事業に関する調整の容易化

市のバリアフリー化の方向性を示すことで、複数の関係者間で認識が共有され、事業化に向けた準備期間を設けることができます。

- (2) 届出制度による交通結節点における施設間連携の推進 旅客施設と道路との境界等において改修等を行う場合に、事前に市に届け出 てもらうことができ、届出に対し市から変更の要請をすること等で、施設間の 連携を図ることができます。
- (3) バリアフリーマップ作成等の円滑化 バリアフリーマップの作成について明記した場合は、各施設の管理者等から バリアフリーの状況について情報提供してもらうことで、円滑な情報収集が可能となります。
- (4) 道路や公園等のバリアフリー化に対する交付金の重点配分 道路事業や市街地整備事業、都市公園・緑地等事業等において歩行空間の整 備や公園のユニバーサルデザイン化を図る場合は、国の補助金(社会資本整備 総合交付金など)の重点配分の対象となります。

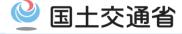
5. 令和4年度における策定方針

バリアフリーマスタープランの策定に際しては、まず、つくば市の現況を把握する必要があります。

令和4年度には、市民アンケートによる統計的な分析や、各関係団体へのヒアリング調査により顕在化した具体的な困りごと等を把握した上で、実際に街中を歩いてバリアフリーの現状を点検することを予定しています。

そして、これらの基礎的な調査結果を基に、令和5年度末にかけて具体的な計画 として練り上げていきます。

移動等円滑化促進方針(マスタープラン)とは



旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等※が利用する施設が集積している地区において、市町村が面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すもの。

具体的な事業化の動きがなくても、市町村全域にわたる方針を示すなど、地域におけるバリアフリー化の考え方を共有することが可能。

※高齢者、障害者等:高齢者、全ての障害者(身体障害者のみならず知的障害者、精神障害者、及び発達障害者を含む。)及び妊産婦等、日常生活又は社会生活において身体の機能上の制限を受ける者は全て含まれる。

○ 移動等円滑化に係る基本的な方針

• マスタープランの位置づけ、マスタープラン作成の背景、移動等円滑化促進地区の特性、マスタープランの計画期間等を記載。

◎ 移動等円滑化促進地区

- ●移動等円滑化促進地区の位置・区域
 - 移動等円滑化促進地区の位置、地区の範囲、 地区の境界設定の考え方を記載。
- ●生活関連施設·生活関連経路
 - 生活関連施設、生活関連 経路を位置づけ。
 - 生活関連施設、生活関連 経路に関するバリアフリー化の 促進に関する事項を記載。
- ●移動等円滑化の促進に関する事項
 - 移動等円滑化促進地区における バリアフリー化の促進に関する事項 を記載。
- ●移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等 円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する事項 [R2.6.19追加]
- 住民その他の関係者における障害の理解や協力の必要性・重要性を記載。
- 住民その他の関係者が取り組むべき「心のバリアフリー」に関する取組を記載。

◎ 行為の届出に関する事項

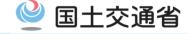
• 旅客施設、道路の新設等の際に届け出る事項を記載。

○ バリアフリーマップの作成等に関する事項

• 市町村の求めに応じて提供すべき情報の内容等を記載。

議事資料1-2

移動等円滑化促進方針(マスタープラン)作成のメリット



○ 事業に関する調整の容易化

- 市町村が目指すバリアフリー化の方向性を示すことにより、 複数の関係者間で認識が共有され、<u>事業者に事業化</u> に向けた準備期間を設けることができる。
- 後述の届出制度を通じて事業者との調整が可能となる など、<mark>段階的な施設のバリアフリー整備が可能</mark>となる。

○ バリアフリーマップ作成等の円滑化

• マスタープランにバリアフリーマップの作成等について明記した場合、各施設の管理者等からバリアフリー化の状況等を報告させることができ、円滑な情報収集が可能となる。

対象施設

以下の施設の管理者等に求めることができる

義 務:旅客施設、特定道路

努力義務:特定路外駐車場、特定公園施設、特別特定建築物

情報提供の内容

エレベーターの有無

障害者用のトイレや駐車施設の有無・数

垒



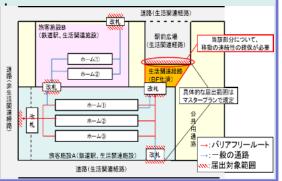
🗅 届出制度による交通結節点における施設間連携の推進

• 旅客施設と道路の境界等において改修等を行う場合に、<u>事前に改修工事の内容等を市町村に届け出</u>てもらうことが可能となり、連続したバリアフリー化が確保されるよう改修内容を変更する等の要請を行うことができるなど、施設間の連携を図ることができる。

届出対象範囲

以下の施設間の出入口部分が対象

- ●生活関連施設である旅客施設:
- ・他の生活関連旅客施設
- ・生活関連経路を構成する道路法による道路又は市町村が指定する一般交通用施設
- ●生活関連経路である道路:
- ·生活関連旅客施設
- ・市町村が指定する生活関連 経路を構成する一般交通用 施設





○ 道路や公園等のバリアフリー化に対する交付金の重点配分

• 道路事業や市街地整備事業、都市公園・緑地等事業等において <u>歩行空間の整備や公園施設のユニバーサルデザイン化</u>を図る場合、 マスタープランに位置づけられた地区は、社会資本整備総合交付金 等の<u>重点配分の対象</u>となる。

バリアフリーに関する市民アンケートについて

1. 令和4年度における策定方針(抜粋・再掲)

令和4年度には、<u>市民アンケートによる統計的な分析</u>や、各関係団体へのヒア リング調査により顕在化した具体的な困りごと等を把握した上で、実際に街中を歩 いてバリアフリーの現状を点検することを予定しています。

2. 市民アンケートの概要

〇調査対象 つくば市内に住所のある 16 歳以上の男女 3,000 人

〇抽出方法 年齢、性別、地区居住人数按分を考慮した無作為抽出

〇調査方法 調査票を郵送にて配布し、返信用封筒による郵送で回収

〇配布返信期間 令和 4 年 10 月下旬~11 月中旬

〇設問数 全 12 問 (所要時間:5分程度と想定)

○主な設問・普段の外出について(頻度、目的、交通手段 など)

・バリアフリーに関する意向について (各施設のバリアフリー、心のバリアフリー など)

・回答者自身について(性別、年齢、居住地域 など)

3. アンケート結果の分析

バリアフリーマスタープランへは、設問毎の回答結果や分析結果を記載することはもとより、各施設のバリアフリー化に関する考えや困りごとを、回答者の居住地区や高頻度で外出する地区毎にクロス集計することで、各地区における現状を分析し、バリアフリー化の必要性や効果的な対策について考察します。

4. 市民アンケート調査票(簡易版)

次ページ以降をご参照ください。

つくば市 バリアフリーに関するアンケート

《アンケート調査へのご協力のお願い》

日頃から、つくば市政への深いご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

現在、本市では、「つくば市バリアフリーマスタープラン」の策定に向けた取り組みを進めているところです。その取り組みの中で、市民の皆様に日常の外出やバリアフリーに対するお考えをお聞かせいただくため、今回、アンケート調査を実施いたします。

この調査票は、住民基本台帳に記載された 16 歳以上の男女 3,000 人を無作為に選ばせていただき、郵送させていただきました。ご回答に際しては、無記名でご回答いただきますので、回答者が特定されたり個人の回答内容が明らかにされたりすることはありません。

また、ご回答内容は、統計的な処理を行った上で、つくば市バリアフリーマスタープランの策定及び関連する施策の推進のための基礎資料としてのみ使用し、その他の目的では一切使用しません。

お忙しいところお手数をおかけしますが、調査の趣旨をご理解いただき、本調査にご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和4年○月

つくば市長 五 十 嵐 立 青

【ご回答に当たってのお願い】

- 1 ご本人のご回答が難しい場合は、ご家族や代理の方が、ご本人の意向を聞いてご記入ください。
- 2 設問には、[10] または「複数」選んで[0] の印をつけるものですので、案内に沿って回答してください。(全 12 間で、所要時間は [0] 5 分程度です。)
- 3 ご回答後は、同封の返信用封筒に入れて、**〇月〇日(〇)**までに、切手を貼らずに郵便ポストに投かんしてください。
- 4 お名前やご連絡先をご記入いただく必要はございません。すべて統計的に処理いたしますので、個人が特定されることはありません。また、他の目的には利用いたしません。

〈お問合せ先〉 つくば市政策イノベーション部企画経営課TEL 029-883-1111 (代表) 内線 6284、6285FAX 029-828-4708

※ 返信用封筒の受取人あて先の下にある「バーコード」は、料金受取人払のため郵便 局が使用するものです。個人を特定するためのものではありません。

日常の外出について

お答えは、当てはまる番号に〇印をつけてください。

問1 あなたは、どのくらいの頻度で外出しますか。

<Oは1つ>

- 1 毎日
- 2 週5~6日
- 3 週3~4日
- 4 週1~2日
- 5 月に数回程度
- 6 ほとんど外出しない ⇒ 問6へお進みください。

問2 あなたは、市内のどの地域によく外出しますか。 (次のページの地図をご参照ください。)

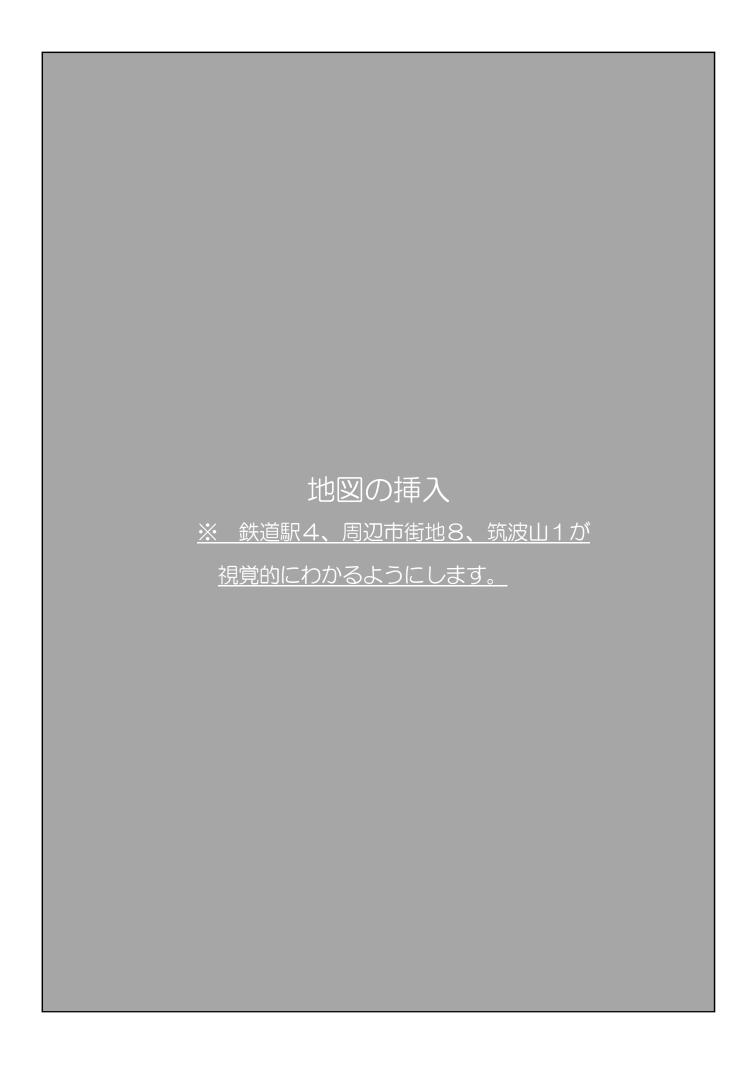
<0は1つ>

			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
1	つくば駅の周辺	2	研究学園駅の周辺
3	万博記念公園駅の周辺	4	みどりの駅の周辺
5	北条地区	6	小田地区
7	大曽根地区	8	吉沼地区
9	上郷地区	10	栄地区
11	谷田部地区	12	高見原地区
13	筑波山の周辺	14	その他の地域 <u>(</u>)

- ※ 5~12 の8地区は、旧町村時代に生活の拠点として発展してきた地域で、つくば市では 「周辺市街地」と呼んでいます。
- 問3 あなたは、問2で答えた地域では、どの施設によく外出しますか。

<Oは1つ>

- 1 公共機関(市役所、窓口センター、警察署 など)
- 2 社会福祉施設(福祉支援センター、老人福祉センター など)
- 3 子育て支援施設(保育所、幼稚園、子育て総合支援センター など)
- 4 医療施設 (病院、診療所 など)
- 5 教育文化施設(学校、図書館、地域交流センター、市民ホール など)
- 6 商業施設(スーパー、ドラッグストア、ホームセンター、専門店 など)
- 7 観光施設(寺社、仏閣、観光案内所 など)
- 8 金融機関(銀行、郵便局 など)
- 9 運動施設(公園、野球場、テニスコート、体育館 など)
- 10 その他(具体的に:



問4 あなたは、自宅から問2で答えた地域へは、どのような手段で移動しますか。

<Oは当てはまるものすべて>

- 1 徒歩2 自転車3 バス4 自動車 (自分で運転)
- 5 自動車 (家族などが運転) 6 バイク
- 9 その他(具体的に:______

・・・・【問4で「8 鉄道」とお答えの方にお聞きします】

問5-1 あなたは、鉄道を利用する際はどの駅から乗ることが多いですか。

<Oは1つ>

1 つくば駅

タクシー

- 3 万博記念公園駅
- 5 その他市外の駅(駅名:
- 2 研究学園駅4 みどりの駅

)

8 鉄道 \Rightarrow 問5-1、問5-2にお答えください。

問5-2 あなたは、鉄道を利用する際はどの駅で降りることが多いですか。

<Oは1つ>

1 つくば駅

- 2 研究学園駅
- 3 万博記念公園駅

4 みどりの駅

バリアフリーに関する意向について

問6 あなたは、「バリアフリー」という言葉とその意味を知っていましたか。

<0は1つ>

- 1 言葉も意味も知っていた
- 2 言葉は聞いたことがあるが、意味は知らなかった
- 3 言葉も意味も知らなかった
- ※ 「バリアフリー」とは、障害のある方やご高齢の方などが安心して日常生活や社会生活ができるよう、生活上の障壁(バリア)となるものを取り除く(フリー)ことです。例えば、施設におけるバリアフリーとしては、スロープによる段差の解消、手すりの設置、点字による表記などがあります。

問7 あなたは、各施設などのバリアフリー化が進んでいると思いますか。

<各項目の1~5のいずれか1つに〇>

	施設などの名称	進んでいる	どちらかといえば	進んでいないどちらかといえば	進んでいない	わからない
1	つくば駅	1	2	3	4	5
2	研究学園駅	1	2	3	4	5
3	万博記念公園駅	1	2	3	4	5
4	みどりの駅	1	2	3	4	5
5	つくば市役所(本庁)	1	2	3	4	5
6	公共機関(市役所窓口センター、警察署 など)	1	2	3	4	5
7	社会福祉施設 (福祉支援センター、老人福祉センター など)	1	2	3	4	5
8	子育て支援施設 (保育所、幼稚園、子育て総合支援センター など)	1	2	3	4	5
9	医療施設 (病院、診療所 など)	1	2	3	4	5
10	教育文化施設 (学校、図書館、地域交流センター、市民ホール など)	1	2	3	4	5
11	商業施設 (スーパー、ドラッグストア、ホームセンター、専門店 など)	1	2	3	4	5
12	観光施設 (寺社、仏閣、観光案内所 など)	1	2	3	4	5
13	金融機関(銀行、郵便局 など)	1	2	3	4	5
14	運動施設(公園、野球場、テニスコート、体育館 など)	1	2	3	4	5
15	その他(具体的に:)	1	2	3	4	5

問8 あなたは、各施設などを利用した際に困ったことはありますか。

<各項目の1~3のいずれか1つに〇>

	施設などの名称	困ったことがある	困ったことはない	(わからない)
1	つくば駅	1	2	3
2	研究学園駅	1	2	3
3	万博記念公園駅	1	2	3
4	みどりの駅	1	2	3
5	つくば市役所(本庁)	1	2	3
6	公共機関(市役所窓口センター、警察署 など)	1	2	3
7	社会福祉施設(福祉支援センター、老人福祉センター など)	1	2	3
8	子育て支援施設(保育所、幼稚園、子育て総合支援センター など)	1	2	3
9	医療施設 (病院、診療所 など)	1	2	3
10	教育文化施設(学校、図書館、地域交流センター、市民ホール など)	1	2	3
11	商業施設 (スーパー、ドラッグストア、ホームセンター、専門店 など)	1	2	3
12	観光施設(寺社、仏閣、観光案内所 など)	1	2	3
13	金融機関(銀行、郵便局 など)	1	2	3
14	運動施設(公園、野球場、テニスコート、体育館 など)	1	2	3
15	その他(具体的に:)	1	-	-
16	覚えていない施設	1	-	-

【問8で「1 困ったことが<u>ある</u>」とお答えの方にお聞きします】

問9 困ったことがある施設の項目番号(1~16) と、内容を教えてください。

<3つまで>

	項目番号 (1~16)	困った内容
1		
2		
3		

問 10 あなたは、「心のバリアフリー」という言葉とその意味を知っていましたか。

<0は1つ>

- 1 言葉も意味も知っていた
- 2 言葉は聞いたことがあるが、意味は知らなかった
- 3 言葉も意味も知らなかった
- ※ 「心のバリアフリー」とは、施設を整備するバリアフリーだけでなく、障害のある方やご高齢の方などの特性を理解して接することです。
- 問11 あなたは、困っている人などに対して、取ったことのある行動はありますか。

<Oは当てはまるものすべて>

- 1 乗り物などで席を譲る
- 3 扉を開けるのを手伝う
- 5 道に迷っている人に声をかける
- 7 その他(具体的に:____
- 2 荷物を持つのを手伝う
- 4 段差(階段)での移動を手伝う
- 6 特に何もしたことはない

問 12 あなたは、バリアフリーのまちづくりのために、何が必要だと思いますか。

< Oは当てはまるものすべて>

- 1 学校におけるバリアフリー教育
- 2 職員(店員、乗務員)のバリアフリーに対する理解の向上
- 3 障害のある方やご高齢の方などの様々な人たちが交流できる機会
- 4 ボランティアの育成
- 5 講演会やパンフレットでの啓発
- 6 歩行者や自転車利用者のマナー向上
- 7 各施設における段差解消などの整備
- 8 車いすでも走行しやすい歩道の整備
- 9 特に何もしなくていい
- 10 その他(具体的に:

7

あなたご自身のことについて

1 男性 2 女性

2 あなたの年齢を教えてください。

<Oは1つ>

1 16~19歳

2 20~29歳

4 40~49歳

5 50~59歳

3 30~39 歳 6 60~69 歳

7 70~79歳

8 80 歳以上

3 あなたのお住まい(中学校区・義務教育学校区)を教えてください。 <〇は1つ>

- 1 大穂
- 2 豊里
- 3 谷田部
- 4 高山

- 5 手代木
- 6 谷田部東
- 7 桜
- 8 竹園東

- 9 並木
- 10 吾妻
- 11 茎崎
- 12 高崎

- 13 春日学園
- 14 秀峰筑波
- 15 学園の森
- 16 みどりの学園

17 わからない (大字名など:____

質問は以上です。お忙しいところありがとうございました。

この調査票を折り(3つ折り程度)、同封の返信用封筒に入れて、切手を貼らずに投かんしてください。

ご協力いただき ありがとうございました。



関係団体へのヒアリングについて

1. 令和4年度における策定方針(抜粋・再掲)

令和4年度には、市民アンケートによる統計的な分析や、各関係団体へのヒアリング調査により顕在化した具体的な困りごと等を把握した上で、実際に街中を歩いてバリアフリーの現状を点検することを予定しています。

2. ヒアリング調査対象団体

高齢者、障害者、妊産婦及び傷病者等、日常生活又は社会生活において身体の機能上の制限を受ける者は全て、バリアフリーに関係する当事者として扱われるべきという観点を持ちつつ、聴覚・視覚に障害のある人を対象とした筑波技術大学が立地する等の特性を踏まえ、以下の関係団体へのヒアリング調査を実施します。

〇肢体・身体障害者団体 つくば肢体不自由児者父母の会

つくば市身体障害者福祉協議会

〇視覚障害者団体 筑波技術大学(在学生)

〇聴覚障害者団体 筑波技術大学(在学生)

〇知的障害者支援団体 つくば市手をつなぐ育成会

〇精神障害者支援団体 やすらぎの会(つくば精神保健福祉会)

〇高齢者団体 つくば市シルバークラブ連合会

〇子育て支援団体 NPO 法人ままとーん

3. ヒアリング調査事項

ヒアリング調査では、「普段の徒歩等による移動や、各交通手段(鉄道・バス・タクシー)を利用する際の困りごと」を始めとして、「心のバリアフリーに対する考え」、「市内のバリアフリー対策に対する意見」などを調査するとともに、「各団体としての活動や取り組み」についてもお伺いするなど、バリアフリーに固執することなく、できる限り各団体の率直な意見を伺います。